

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」の概要

平成 31 年 4 月

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

1. 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 46 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）においては、都道府県が行うこととされている事務の一部について、政令で定める市において処理することができることとされており、同法施行令等（以下「施行令等」という。）において福岡県が行うこととされている産業廃棄物関係等の事務のうち、大牟田市の区域に係る事務については、大牟田市が行うこととされている。

今般、福岡県及び大牟田市から大牟田市において人口減少やそれにより専門の職員確保が困難になっていること等の理由により、大牟田市が行うこととされている上記の事務を福岡県に返上としたい旨の申出があり、現在の大牟田市の状況を踏まえると上記の事務を遂行するために必要な市の規模と体制が維持できないと認められる等ことから、環境省所管政令に関し、大牟田市を政令で定める市からの解除を行う等の所要の改正を行う。

併せて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）について、処分期間等に係る元号改正に伴う所要の改正を行う。

2. 改正の内容

施行令等に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市の長から「大牟田市の長」を削り、処分期間等に係る元号改正に伴う改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成 31 年 7 月上旬 公布

平成 32 年 4 月 1 日 施行